

バーゼルⅢ第3の柱に係る定性的開示事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、お客様からお預かりする出資金により調達しております。当金庫の自己資本は、出資金、特別積立金（内部留保額）、利益準備金（法定準備金）等から構成されており下記のとおりです。その他、資本調達手段の多様化に伴い、普通出資を補完するものとして優先出資が発行できるように定款変更を行い、平成21年6月の通常総代会において定款の一部変更の承認を得ております。

なお、優先出資の発行にあたっては内閣総理大臣の認可を得て行うこととなっております。

連結グループにおきましては親会社に準じた取扱いをしており、連結グループにおける事業の概要につきましては56ページを参照してください。

発行主体	一関信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	737百万円

信用金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

リスク資産に対する自己資本比率は12.19%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性と安全性を十分維持しております。さらに、潜在的な金利上昇リスク、信用リスクに対しても十分カバーできる資本力を有しております。

将来の自己資本の充実を図るため、収益性を高め、出資配当金以外の収益は内部留保にまわす方針を継続しており、リスク・バッファ（余裕資本）としての自己資本額を増強しております。

なお、連結グループにおきましては親会社に準じた取扱いをしております。連結グループにおける事業の概要につきましては56ページを参照してください。

信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、「信用リスク管理要領」のなかで与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口と与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では信用リスクを計測するため、自己査定による引当と潜在的信用リスクを過去の実績率（5年分のデータ）を元に算出した信用リスクを計量化して管理しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却および引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金について、破綻懸念先については、優良担保を除いた未保全額から、合理的に見積もられたキャッシュフローにより、回収可能な部分を除いた残額を引当金としております。実質破綻先、破綻先については優良担保を除いた未保全額全額を引当金としております。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。また、理事会、常勤理事会において、経営陣に報告する態勢を整備しております。

なお、連結グループにおきましては親会社に準じた取扱いをしております。連結グループにおける事業の概要につきましては56ページを参照してください。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4つの機関を採用し、金融機関等の発行する資産については、OECD（経済協力開発機構）が公表するカントリーリスクスコアを採用しております。また、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

なお、連結グループにおきましては親会社に準じた取扱いをしております。連結グループにおける事業の概要につきましては56ページを参照してください。

・ムーディーズジャパン株式会社 ・スタンダード&プアーズ ・株式会社格付投資情報センター ・株式会社日本格付研究所

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスク（取引先の倒産や財務状況の悪化等により受ける損失）を軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的措置と認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。

ただし、審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上でご契約頂くなど、適切な取扱いに努めております。

なお、当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱及び適切な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。その際信用リスク削減手法の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当致します。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として、自金庫預金積金、保証として「しんきん保証基金保証」が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、「しんきん保証基金保証」は適合格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

なお、連結グループにおきましては親会社に準じた取扱いをしております。連結グループにおける事業の概要につきましては56ページを参照してください。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引は、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包している取引です。

当金庫では、有価証券関連取引についても、派生商品取引及び長期決済期間取引は、該当ありません。

なお、当金庫ではデリバティブ取引（金融派生商品取引）やオルタナティブ取引（代替的取引）を行う場合、内包するリスクを把握し投資の是非を判断しております。

なお、連結グループにおきましては親会社に準じた取扱いをしております。連結グループにおける事業の概要につきましては56ページを参照してください。

証券化エクスポージャーに関する事項

現在、当金庫では単体・連結ともに証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを含む。）は保有しておりません。保有する場合には、以下のリスク管理方針等で保有することとしております。

なお、連結グループにおきましては親会社に準じた取扱いをしております。連結グループにおける事業の概要につきましては56ページを参照してください。

● リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引（再証券化取引を含む。以下本項において同じ。）を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを含む。以下本項において同じ。）については、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、余資運用有価証券等取得制限枠で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

● 自己資本比率告示第 249 条第 4 項第 3 号から第 6 号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを余資運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、理事長の決済により最終決定することとしております。

また、余資運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行っております。

● 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

● 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

● 信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引（信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

● 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格及びこれに準じるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）による評価を実施しております。

● 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用し、金融機関等の発行する資産については、OECD（経済協力開発機構）が公表するカントリーリスクスコアを採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ムーディーズジャパン株式会社
- ・スタンダード&プアーズ
- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所

オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを事務、システム、法務、人的、有形資産、風評、その他のリスクとし、発生することにより当金庫に生じる損失にかかるリスクと定義しております。それぞれのリスクの主管部署を明確にし、主管部のリスク管理報告に基づき理事会及び常勤理事会で未然防止対策、発生時の対応方針を協議し、指示を行い態勢整備を図っております。

なお、連結グループにおきましては親会社に準じた取扱いをしております。連結グループにおける事業の概要につきましては56ページを参照してください。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク計測には、基礎的手法を採用しております。

なお、連結グループにおきましては親会社に準じた取扱いをしております。なお連結グループにおける事業の概要につきましては56ページを参照してください。

銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに当たるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等への出資が該当します。そのうち上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、常勤理事会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様に、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫で定める「余資運用基準」に基づき、一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

一方、非上場株式、子会社株式、政策投資株式等への投資については、当金庫で定める「余資運用基準」に基づき、適正な運用・管理を行っております。また、リスク管理の状況は、財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

なお、連結グループにおきましては親会社に準じた取扱いをしております。連結グループにおける事業の概要につきましては56ページを参照してください。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって影響を受ける資産価値の変動や、将来の収益への影響度合いを指しますが、当金庫では定期的な評価と計測を行っております。

ギャップ分析手法(資産と負債のどちらがどれだけ上回っているか)により、金利リスクを算定し、ALM委員会で協議検討し、経営陣への報告を行うとともに、運用部門と調達部門へリスク・コントロールを指示し、資産と負債の最適バランスに努めております。

なお、連結グループにおきましては親会社に準じた取扱いをしております。連結グループにおける事業の概要につきましては56ページを参照してください。

●内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

ギャップ分析手法により、保有する資産と負債の金利感応資産の金利更改期(満期等)におけるギャップ(正の値と負の値)を把握し、一定の金利ショック(99パーセンタイル値。ただし99パーセンタイル値が50bpを下回る場合は50bp)を与えて、収益の変化を分析してリスクを把握する手法を採用しております。

ALM小委員会でデータを分析・検討し、ALM委員会等に報告・協議し、資産と負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

なお、連結グループにおきましては親会社に準じた取扱いをしております。連結グループにおける事業の概要につきましては56ページを参照してください。

連結の範囲に関する事項

●自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

相違点及び当該相違点の生じた原因はございません。

●連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

56ページをご参照ください。

●自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ございません。

●連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ございません。

●連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

制限等はございません。